

年金制度

運営管理機関職員の

行動規範

©Copyright 2008, CFA Institute.

**Translated and reprinted from Code of Conduct for Members of a Pension Scheme Governing Body with permission from CFA Institute, Charlottesville, Virginia USA. All rights reserved.**

CFA センター (The CFA Institute Centre for Financial Market Integrity) の使命は、世界の資本市場において公正性、効率性、投資家保護の観点で指導的な立場をとることにより、投資コミュニティの中で高水準の倫理、誠実さ、プロフェッショナルとしての能力の向上を促進することにあります。

CFA 協会 (CFA Institute) は世界中に 10 万人以上の会員を擁し、CFA 協会認定証券アナリスト (CFA<sup>®</sup>) の資格を授与する非営利的専門組織です。

当資料は CFA 協会が発行した”Code of Conduct for Members of a Pension Scheme Governing Body”を日本 CFA 協会が翻訳したものであり、著作権は CFA 協会が有しております。日本語版および英語版で内容の相違が生じている場合は、英語版の内容を優先します。また、本書の翻訳に際しては、日本の読者を想定しできる限り日本の制度との整合性を考慮いたしましたが、用語の定義等で必ずしも日本における一般的な年金制度とは一致しない場合があることにご注意ください。

日本 CFA 協会広報部翻訳小委員会－翻訳レビューチーム  
佐々木龍 小室秀介 獅々見和秀 保泉昌範 森田智弘

日本語版翻訳完了日：2010 年 5 月 5 日

# 年金制度運営管理機関職員の行動規範

Code of Conduct for Members of a Pension Scheme Governing Body

**CFA センター**

The CFA Institute Centre for Financial Market Integrity

## 目次

前文.....	1
行動規範.....	2
行動規範の指針.....	3
用語の定義.....	12

## 前 文

**年金制度**<sup>1</sup>を運営・管理する人々の行動は、年金を退職後の主たる収入とする世界中の方々の生活に大きな影響を与えます。そのため、年金システム、年金制度、年金基金とも呼ばれる**年金プラン**は、正直さ、誠実さ、独立性、公正さ、率直さ、能力を有すべきとする基本的な倫理原則にのっとり、強力で十分に機能する**運営管理機関**が管理することが重要です。

専門的活動を規定する行動規範は、成功している多くの投資会社にとっての標準的慣行であり、公的および私的の年金制度でも益々一般的になっています。この規範は、民間企業が運営する年金制度および公的年金制度のパフォーマンスを向上させるために制定されたものです。投資会社に関して万能の管理構造というものがないように、年金制度に一般的に適用できる単一の管理構造というものも存在しません。異なる目標、制約、政治環境、市場の状況、マネジャー・受託者の能力、規制制度、その他の多くの要因によって、年金制度に適した管理構造は異なります。

この「**年金制度運営管理機関職員の行動規範**」（以下「規範」という）は、年金制度の運営管理機関職員が年金制度に対して負っている義務を遂行する際のベスト・プラクティスを示します。公的、私的を問わず、規範を採用する各年金制度の理事会は、**加入者**および**受給権者**の最善の利益に資するよう努める必要があります。

規範は、年金制度の運営・管理に携わる個人に対して、個人の義務および責任に関する指針を提供するものであり、年金制度管理に関して設けられた全般的な方針および手続きの代わりとなるものではありません。しかしながら、最良の倫理的慣行を反映して本規範に定めた基本的倫理原則を盛り込むことで、年金制度管理の方針および手続きの内容は向上することとなります。

年金制度の性質および種類によっては、運営管理機関の職員は、年金制度の投資意思決定プロセスとともに、給付金の管理責任を負う可能性があります。本規範に概説されているすべての原則は、これらの役割における職員の義務に等しく適用されます。

本書では、年金プラン、年金システム、あるいは年金基金を、「年金プラン」または「年金制度」と総称し、年金プラン、年金スキーム、あるいは年金基金の運営管理機関に勤める個人を「受託者」と称します。

---

<sup>1</sup>太字は付録 A に定義されている用語を示します。

## 行動規範

**年金受託者は、以下の行動規範を遵守しなければなりません。**

1. 誠実に、かつ、年金制度加入者および受給権者の最善の利益に資するように行動しなければなりません。
2. 慎重かつ適切な注意を払って行動しなければなりません。
3. 技能、能力、勤勉さをもって行動しなければなりません。
4. 特に、利益相反を避け、自己取引を慎み、忠実さに影響を与えると合理的に予想される贈り物を受け取らず、独立性および客観性を維持しなければなりません。
5. 年金制度文書に定める条件の他、すべての適用法令、規則、および規制を遵守しなければなりません。
6. すべての加入者および受給権者を公正、客観的、かつ公平に扱わなければなりません。
7. 年金制度で設定された目的、および、その目的に沿った方針に合致した行動を取らなければなりません。
8. 運用マネジャー、コンサルタント、年金数理人などの年金制度サービス提供者のパフォーマンスおよび行動の評価を含め、年金制度の目標達成における効率性と効果を定期的に検証しなければなりません。
9. 年金制度、加入者、受給権者に関する情報の守秘義務を遵守しなければなりません。
10. 適時に、正確かつ透明性のある方法で加入者、受給権者および監督当局とコミュニケーションを取らなければなりません。

## 行動規範の指針

### 1. 誠実に、かつ、年金制度加入者および受給権者の最善の利益に資するよう行動しなければなりません。

年金制度の最大の目的は、退職後の確実な収入源として役立つことです。年金制度の受託者には、年金制度加入者および受給権者の利益のために行動するという第一義的な義務があります。受託者がこの義務を果たすには、年金制度加入者および受給権者に最大の利益を提供するため、年金制度の資産を保護し拡大するように努めなければなりません。

加入者および受給権者の最善の利益に資するべく行動するために、優れた受託者は以下の点に注意します。

- **受給待期者**および年金受給者など、各年金制度の様々な種類の受給権者を考慮します。受託者は、現在の年金受給者への支払いの安全を脅かすようなリスク水準を避けながら、将来の受給権者となる現役の加入者に対し実質的な給付増をもたらす高い長期的リターンを生み出すために十分なリスクをとるといふ、微妙なバランスをとる必要があります。
- 自己が年金制度の**プラン・スポンサー**によって雇用され、あるいは年金制度の理事に任命されていても、プラン・スポンサーの利益よりも年金制度加入者および受給権者の利益を優先します。
- すべての投資または行動は年金制度の利益向上に資することとし、また年金制度のプラン・スポンサーや他の外部機関（労働組合または政党など）の利害等への配慮によって影響を受けないようにします。

しかしながら、受託者が加入者および受給権者の利益向上に専念するためには、その意思決定が年金制度のプラン・スポンサーの財務健全性や存続性に与える影響や、年金制度の投資に及ぼす影響など、その他の事項についても考慮する必要があります。

責務を遂行するため、優れた受託者は以下のことを行います。

- 年金資産と年金債務の適切な釣り合いの確保、給付原資の長期、安定的な維持、管理コストの抑制、そして制度加入者の死亡、障害、退職、その他の特殊な状況における給付金支給という、その他の目的を考慮します。
- 加入者の利益に役立つ一方でプラン・スポンサーに過剰な財務負担とならない方法で、年金制度の業務を遂行します。

- 年金プランに対する義務を遂行する際に他の利害関係者の立場を考慮します。法を遵守し、加入者および受給権者の利益を優先する限りにおいて、地域における雇用創出または産業振興など、年金制度の投資が与える影響を受託者が考慮することは容認されます。
- 年金制度の投資戦略を策定する際に適切と認められる、関連リスクおよび投資価値に影響を与える要因をすべて考慮します。通常考慮すべき年金財政に関する各種指標に加えて、環境、社会、コーポレート・ガバナンスの問題も投資価値に影響を与える可能性があります。

## 2. 慎重かつ適切な注意を払って行動しなければなりません。

優れた受託者が、年金制度加入者および受給権者に対する責務を果たすためには、注意深さおよび慎重さが必要です。同様な能力を有し、問題に精通している者が同様の状況で用いられる適切な程度の注意、技能、勤勉さをもって行動することにより、慎重に行動したと考えられます。

受託者としての慎重さとは次を意味します。

- 年金制度加入者および受給権者の利益を損なわない思慮分別のある方法で行動すること。
- 不適切な動機または目的によらず、誠実に行動すること。
- 一貫性を持って権限および裁量を行使すること。
- 年金制度の文書および適用される規制に定められた投資条件に従うこと。
- 適切なレベルの分散化を行うことによってリスクとリターンバランスを取ることにについて、適切な知見および技能を有すること。

年金制度では通常、受託者の意思決定に関して、専門家が助言、指示、実行を行います。その際、内部スタッフおよび**外部コンサルタント**が用いられます。そのため、これらの「代理人」は、受託者とともに本規範に規定される責務を負います。しかしながら、助言に基づく行動から生じる結果に関して、外部の第三者のサービス提供者および専門コンサルタントは受託者ほど説明責任を負わず、あるいは利害関係が薄いと考えられます。

受託者が合理的かつ勤勉な努力を尽くして以下の事項について評価しているならば、受託者は外部の第三者のサービス提供者および専門コンサルタントを活用することができます。

- サービス提供者が適切な技能、能力、勤勉さをもって行動している。
- 第三者の専門家は独立しており、かつ利益相反がなく、年金基金加入者の最善の利益のために行

動する適切な動機がある。

- 代理人の意思決定に合理的かつ適切な根拠があり、さらに決定プロセスが適切に文書化されている。

受託者はまた、以下の事項を検討することができます。

- 受託業務を専門家に再委任する。
- 投資の専門知識を有するスタッフを内部コンサルタントとして活用する。
- 年金基金内部に投資チームを作り、直接運用を行う。

しかし、専門家に対し受託者の一定の責務を委任することは思慮深い選択肢ではありますが、受託者は最終的な受託者責任を保持しており、専門家を監視し、委任された責務が適切に遂行されていることを確認する責任があります。

### **3. 技能、能力、勤勉さをもって行動しなければなりません。**

受託者が技能と勤勉さをもって行動するためには、受託された事項および義務について十分な知識を有する必要があります。受託者が責任を負う、あるいは少なくとも気付くべきである事項に関して、無視すること、あるいは不適切な行動を取るとは本規範に違反します。不適切または軽率な意思決定は、年金制度に不利益となり、年金制度の加入者および受給権者に損害を与える可能性があります。優れた受託者やその代理人は、年金制度のために行動を起こす前に潜在的な投資機会を分析し、特定の投資または戦略について十分な知識を得るためデューデリジェンスを行った後に初めて行動します。

優れた受託者は、以下の事項について知識を有し、理解する必要があります。

- 信託法および年金法
- 年金制度の掛金拠出および年金債務
- 年金制度の方針
- 年金制度が投資を行っている商品の運用戦略
- 投資調査について、分析の詳細さ、情報の適時性および完全性、情報源の客観性および独立性に加え、リスク、インフレ率、収益率などの分析の前提についても考慮する。
- 年金制度が投資する、特定の投資対象および有価証券の基本構造および機能

- 投資対象および有価証券の取引方法、流動性、その他のリスク（カウンターパーティリスクを含む）

上記の分析のレベルは、年金制度が採用する投資スタイルおよび戦略に依存しています。ヘッジファンド、未公開株式、より高度なデリバティブ商品等の特定資産への投資は、複雑な仕組みを持たず透明性の高い株式、債券、投資信託等の基本的資産への投資よりも、徹底した調査および理解を必要とします。受託者は、十分な情報に基づいた意思決定を下すために必要な専門知識が欠如していると考えられる場合、適切な専門家または専門的助言を求めることが望まれます。

受託者は、適切な理解または知識がない場合、受給権者のために行動してはならず、理解や知識が不足している場合には適切に行動することができません。

- 受託者は、年金および投資についての知識および理解度を最新に保つために必要な訓練または教育の機会を利用することが望まれます。
- 現在の受託者および年金制度のプラン・スポンサーは、新たな受託者が義務を遂行するために適切な訓練および教育を受けられるようにする責任を有します。

#### **4. 特に、利益相反を避け、自己取引を慎み、忠実さに影響を与えると合理的に予想される贈り物を受け取らず、独立性および客観性を維持しなければなりません。**

優れた受託者は、年金制度に関する業務と他の個人的利益または外部者の利害との間に、実際に生じているか、または潜在的に生じうる利益相反を避けるように努力します。利益相反には多種多様なものが存在しますが、年金制度加入者および受給権者の利益が最重要です。

優れた受託者は以下のことを行います。

- 不適切に見られることすらも避けるようにします。受託者は主として、年金制度の受給権者および加入者のために行動するため、外部の義務または責務が意思決定に影響を及ぼしてはなりません。
- 受託者に指名した、母体組織（企業年金プラン・スポンサーまたは労働組合など）への忠誠よりも、年金制度に対する義務を優先させるように十分な注意を払います。
- 自己のためか他者のためかにかかわらず、年金基金のサービス提供者に対して政治献金を求めません。
- 政治的な利益、信条、または政党への忠誠が、年金制度のために行う意思決定に影響を及ぼさな

いようにします。

- 自己の利益と年金制度の利益とが相反する立場に自らを置かないようにします。受託者が年金制度の加入者または受給権者でもある場合は、年金制度を犠牲にして個人的利益を得ることがないように注意しなければなりません。
- 個人的な利益のために受託者としての権威や影響力を行使しません。
- 年金制度にサービスを提供する企業との雇用または契約関係、その他の利害関係を避けます。
- 上記企業との契約維持または解約に関する意思決定、または受託者が関与する企業関連の事項についての投票に関与しません。
- 独立性、客観性、忠実さに影響を与えると合理的に予想される贈り物または便益を受け取りません。
- 意思決定に影響を与える、または報酬と見なされると合理的に予想される場合、年金制度に現在採用されているかあるいは年金制度から仕事を得ようとしている人から、直接または間接的に、贈り物、サービス、恩恵、接待、またはその他の価値あるものを受け取りません。運営管理機関は、様々な形で行なわれる贈り物および接待の受け取りを制限する方針を書面化しなければなりません。
- サービス提供者、コンサルタント、潜在的な投資対象先、またはその他の業務提携先から最小限の価値を上回る贈り物または接待を受け取りません。年金制度の運営管理機関は、受け取りが許される上限価額を定義しなければならず、また制限の設定にも役立つ可能性があるため、関連規則を確認するべきです。運営管理機関はまた、贈り物の公表に関する報告制度を創設し、容認される贈り物の限度（一定期間における一取引先当たりの上限金額）を検討し、現金による贈り物の受け取りを禁止しなければなりません。

利益相反が避けられない可能性がある場合は、優れた受託者は、利益相反を認識し、対処するために、以下のように適切な手段を講じます。

- 実際に生じている、または生じるおそれのある、全ての利益相反を公表します。
- 直接利益が相反する事象に対して、投票を行わないか、審議に参加しません。
- 上記の利益相反を管理、公表する方針を年金制度として策定します。その方針は、利益相反の状況や、受託者が年金基金の取引決定に関与する程度に照らして適切でなければなりません。
- 贈り物または接待の受け取りを文書化し、年金制度に対して報告します。

最も重要な原則は、受託者は年金制度加入者の最善の利益のために行動し、いかなる利益相反も公表し

なければならぬということです。

受託者間、または受託者と**運用マネジャー**など外部専門家との間で構築される個人的および業務上の関係は、年金制度の利益のために活用することのできる無形財産です。年金制度は、過去の受託者が、年金制度について知り得た情報や、現在の受託者、運用マネジャー、その他の専門家との関係を自己の利益のために利用することを禁止する方針を採用しなければなりません。

## **5. 年金制度文書に定める条件の他、すべての適用法令、規則、および規制を遵守しなければなりません。**

年金制度を運営・管理する権限を付与された年金制度の運営管理機関は、合意事項、法規制、細則、契約、信託約款、またはその他の関連する年金の運営管理のための文書に定める条件を遵守する責任を有します。一般的に、年金制度は複雑で、多様かつ急速に変化する規制環境の下で運営されます。通常、受託者は、専門的で複雑な法律の微妙な差異を理解することや、年金規制遵守の専門家になることまでは期待されていません。

優れた受託者は以下のことを行います。

- 年金制度が契約している専門家に、適用法令・規制に関して専門的見地からの助言を求めます。
- 定期的に調査を実施し、年金制度が法令遵守方針および手続きを採用、更新して、年金制度に関する法令・規制が遵守されていることを確認します。
- 違法行為や非倫理的行為、あるいは財務上の不正行為の疑いがある場合には、年金制度の内部監査役などの適切な相手に対して報告を行います。

年金制度が法的および倫理的要件を充足するために、方針および手続きは重要な道具となります。年金制度の具体的な方針および手続きは、本規範に示されている基本原則に基づく倫理的概念を補完するものです。文書化された法令遵守手続きは、受託者が本規範に列挙された責務を遂行するうえで助けとなるものです。

## **6. すべての加入者および受給権者を公正、客観的、かつ公平に扱わなければなりません。**

受託者に対する年金制度の受給権者の信頼を維持するために、受託者はすべての年金制度加入者および

受給権者を公正かつ客観的に扱う必要があります。優れた受託者は、一定の種類 of 加入者の中で特定の受給権者に優遇措置を講じることはなく、また加入者の種類によって取り扱いに差を設けることもしません。多くの年金制度は、以下のような異なる種類の加入者を抱えます。**現役加入者**は、拠出を行い、将来の給付額を積み上げています。受給待期者は、既に退職した後に資産を他の年金制度に移管していないため、定年に達した時点で給付を受け取ります。**定年退職者**は、現在退職給付金を受け取っているか、死亡加入者の配偶者です。優れた受託者は、すべての種類の加入者間で利益のバランスを図り、各種加入者を公平に取り扱います。

## 7. 年金制度で設定された目的、および、その目的に沿った方針に合致した行動を取らなければなりません。

優れた受託者は、年金制度の投資意思決定の指針となる目的、信念、戦略的投資計画を包括的に規定する書面による投資方針（「方針」）を策定し、実施します。

受託者は以下のことを行います。

- リスク許容度、収益目標、流動性要件、年金債務、税務問題、法律、規制上あるいはその他の個別の状況に関する検討事項を含む書面による方針案を作成します。
- 方針を最新に保つために、必要に応じて、ただし、少なくとも年次で、年金制度の投資方針を見直し、承認します。
- 策定された方針に明記された目的および制約に合致する投資行動のみを実行します。
- 年金制度の必要性、その将来の（または予想に基づく）年金債務、リスク許容度、分散投資の目標を考慮して投資の適合性を検討します。
- 明記された運用委託内容（マンドート）または戦略および適切な資産配分の範囲内で投資上の選択肢を考慮します。
- 政策アセット・ミックス（資産構成割合の方針）に基づくリスクおよびアクティブ・リスク双方に対するリスク配分の方針の枠組み、および政策アセット・ミックスのパフォーマンスと年金基金全体のリスクを監視する枠組みを策定します。
- 長期の安定性および成長性を重視しつつ、年金制度の各種加入者間で競合しうる利益を反映した適切な投資配分の達成に向けて努力します。
- 関連するあらゆる法律または規制を遵守しつつ、年金制度の規定する条件のもとで業務を遂行します。

**8. 運用マネジャー、コンサルタント、年金数理人など年金制度サービス提供者のパフォーマンスおよび行動の評価を含め、年金制度の目標達成における効率性と効果を定期的に検証しなければなりません。**

優れた受託者は、年金制度の運用マネジャーのパフォーマンスを注意深く評価、検証するために必要な知識および理解力を有します。

受託者は以下のことを行います。

- 長期投資の姿勢を維持し、年金制度の投資方針書と整合性のある運用マネジャーの採用、契約解除、契約継続に関する規律ある意思決定規則を策定します。採用および契約解除の意思決定は、パフォーマンス、組織上または事務処理上の強み、人材の質、その他の要因を含む熟考された合理的基準に照らして下さなければなりません。
- 年金制度の資産を運用する投資会社が、投資に関する意思決定および行動に際し、入念に調査、分析、実行、監視するために適切な人材および十分な人的および技術的資源を確保していることを確認します。
- 年金制度が採用する運用マネジャーおよびコンサルタントが適切なコンプライアンス基準および職業行為基準を採用し、遵守していることを確認します。
- 年金制度として、運用マネジャーに対する適切な監視・統制手続きを設定します。
- 定期的に、一般的には四半期毎だが少なくとも年次で、年金制度の投資方針書に照らして運用マネジャーのパフォーマンス評価を検討します。

受託者は、重要な監督責任および方針策定責任を保持している限り、運用マネジャーの選任および監視を投資委員会あるいは専門スタッフに委任することができます。

**9. 年金制度、加入者、受給権者に関する情報の守秘義務を遵守しなければなりません。**

優れた受託者は、年金制度に関して、業務遂行上知り得たすべての情報に関して厳格な守秘義務を負い、この守秘義務を維持するためのあらゆる合理的方策を講じます。この守秘義務は、年金制度の運用力に影響を与える可能性がある情報（有価証券取引の詳細、投資保有銘柄、未公開株取引、合併・買収情報など）とともに、個々の年金制度の加入者および受給権者に関する情報に適用されます。優れた受託者は、年金制度が年金制度に関する情報を収集、使用、保存、保護する具体的な方法を記述したプライバ

シー方針を設けるようにし、この方針が外部の代理人にも適用されるようにしなければなりません。

**10. 適時に、正確かつ透明性のある方法で加入者、受給権者および監督当局とコミュニケーションを取らなければなりません。**

関連情報の十分かつ公正な開示は、資本市場および投資サービス業界の基本的倫理原則です。明確、適時、かつ徹底したコミュニケーション慣行を作り、維持することが、年金制度の加入者および受給権者に対して質の高い金融サービスを提供するために重要です。

受託者は、以下のことを行う責任を負います。

- 年金制度の加入者および受給権者に提供する情報が正確、適切、完全であるようにします。
- (内容が公開されたか否かにかかわらず) 口頭、電子通信手段、書面などあらゆる伝達手段により、受託者のサービスおよび活動について事実と異なる内容を伝達することは認められません。

加入者や受給権者との連絡は一般的に、個々の受託者からではなく、年金制度から定期的に提供されます。それにもかかわらず、優れた受託者は、年金制度の加入者および受給権者へのあらゆる連絡が適時、適切、完全、かつ正確であるように努力します。年金制度が、受給資格年齢の引き上げ、将来の受給率の引き下げ、新加入の停止など重要な変更を検討している場合、受託者は、年金制度に対して関係者が意見を提案できる機会を得られるように、十分な時間的余裕をもって情報を提供しなければなりません。その他の開示項目の中では、受託者は、年金制度の投資実績を公正に表示し、すべての関連要因を含む、運用成果に関する情報を提示する義務を負います。受託者は、要求された情報を適時に開示することによって年金制度の開示方針を遵守する責任を負います。開示が有益であるためには、情報の公表は、平易な言葉で、効果的な方法により行われなければなりません。

## 用語の定義

<b>現役加入者</b>	加入者を参照
<b>受給権者</b>	年金制度への掛金の拠出を満了し、現在は給付を受けている人々
<b>受給待期者</b>	掛金の拠出を満了し、将来の受給資格を得ている人々
<b>外部コンサルタント</b>	運用マネジャーの選任で年金プランを助けるなど、年金プランに専門的サービスを提供するために雇われている年金プラン外部の個人または組織
<b>運営管理機関</b>	年金制度の資産の管理および保護に責任を負う個人または法人のグループ
<b>運用マネジャー</b>	年金プランの資産を投資するために年金制度に雇用されている個人または組織
<b>加入者</b>	年金制度に加入し掛金を拠出しているが、まだ給付を受けていない人々
<b>年金プランまたは年金制度</b>	企業、労働組合、政府機関など公的または民間の雇用主が退職後の従業員に報酬を繰り延べて収入を提供する取り決め
<b>プラン・スポンサー</b>	年金制度を導入し、職員を雇用する組織
<b>定年退職者</b>	年金制度から年金給付を受けている人々
<b>受託者</b>	年金プラン、年金制度、年金基金の運営管理機関に勤める個人

## CFA センター

The CFA Institute Centre for Financial Market Integrity

年金制度運営管理機関職員行動規範（「規範」）は、年金基金の運営管理機関に在籍する個人の職業行為基準を策定し、促進するために共同で作成されたものです。CFA センターは、規範の草案作りを指導する作業グループへの参加を数多くの業界団体に呼び掛けました。私共は、作業グループに寄与した以下のグループに謝意を表明します。そのグループとは、米国機関投資家評議会（the Council of Institutional Investors）、英国全国年金基金協会（the National Association of Pension Funds）、オランダ産業別年金基金協会（the Dutch Association of Industry-wide Pension Funds, VB）、スイス年金基金協会（the Swiss Pension Funds Association）、香港退職年金制度協会（the Hong Kong Retirement Schemes Association）、経済協力開発機構（OECD）です。私共はまた、パブリック・コメントの期間中に文書を精査しコメントを寄せてくれた個人および組織の努力にも感謝申し上げます。

### 慣行基準設定委員

カート・シャクト（Kurt Schacht）、CFA 協会認定アナリスト  
エグゼクティブ・ディレクター（Executive Director）

ジョナサン・ストークス（Jonathan Stokes）、法務博士（JD）  
ディレクター（Director）  
慣行基準設定委員会（Standards of Practice Policy Group）

[www.cfainstitute.org/centre](http://www.cfainstitute.org/centre)

## **南北アメリカ**

---

560 Ray C. Hunt Drive  
P.O. Box 3668  
Charlottesville, VA 22903-0668  
USA

(800) 247-8132 PHONE (USA and Canada)  
+1 (434) 951-5499 **PHONE**  
+1 (434) 951-5262 **FAX**  
info@cfainstitute.org **E-MAIL**

477 Madison Avenue  
Suite 220  
New York, NY 10022-5802  
USA

## **アジア・太平洋地域**

---

Suite 3407, Two Exchange Square  
8 Connaught Place, Central  
Hong Kong SAR

+852 2868-2700 **PHONE**  
+852 8228-8820 **INFO HOTLINE**  
+852 2868-9912 **FAX**  
info@cfainstitute.org **E-MAIL**

## **欧州**

---

10th Floor  
One Canada Square  
Canary Wharf  
London E14 5AB  
United Kingdom

+44 (0) 20-7531-0751 **PHONE**  
+44 (0) 20-7531-0767 **FAX**